

小金井市校庭開放事業実施要綱

平成9年4月1日
制定

改正 平成13年4月1日 平成14年5月1日
平成16年4月1日 平成18年4月1日
平成19年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、幼児（保護者も含む。）、児童及び生徒の遊び場の不足を補うために市立小学校の校庭を開放し、交流をとおして健全で安全な遊び場の提供をすることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 事業の概要は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主管
小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課
- (2) 会場
小金井市立小学校全校の校庭
- (3) 日程
別表のとおり
- (4) 対象者
 - ア 幼児（保護者も含む。）
 - イ 小学校児童
 - ウ 中学校生徒

(実施方法等)

第3条 実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体開放
教育委員会の登録を受けた少年スポーツ団体に使用する。
 - (2) 遊び場開放
教育委員会の委嘱を受けた、指導員又は少年スポーツ団体が実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開放を中止するものとする。
- (1) 学校行事、その他学校長が必要と認める各種行事等のために、あらかじめ校庭開放一時中止届（様式第1号）の提出があった場合
 - (2) 教育委員会が各種行事等を実施する場合
 - (3) 教育委員会が必要と認める地域団体等が主催する各種行事等で、校庭開放全面使用申請書（様式第2号）の提出があった場合
- (登録利用団体)

第4条 登録利用団体の資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 登録資格
市内在住・在学の小中学生で構成するスポーツ団体であること。
 - (2) 登録
1年度を期限として、校庭開放団体利用登録申請書（様式第3号）を提出し、承認された団体について登録するものとする。
 - (3) 登録の取消し等
次項に定める使用条件に違反したとき、又は条例に違反したとき、その他教育委員会又は学校長が必要と認めたときは、登録の取消し又は使用条件の変更、使用の停止を行う。
- 2 使用条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 使用の前後には、施設管理員に連絡をとり、校庭開放日誌（様式第4号）に使用状況を記入すること。
 - (2) 使用時間を厳守し、校庭以外は使用しないこと。
 - (3) 併用する遊び場開放の場所を確保し、遊び場の安全を確保すること。

- (4) 使用時間中の事故については、団体責任者が責を負うこと。
- (5) 学校設備を破損した場合、速やかに学校及び教育委員会に報告し賠償をすること。
- (6) 使用後は、校庭の清掃等責任をもって原状に復すること。
- (7) その他、校庭開放事業団体利用の承認について（様式第5号）に記載された使用上の注意を遵守すること。

3 登録利用団体として校庭開放を利用する団体は、校庭開放指導員としての委嘱に応ずるよう努めなければならない。

（指導員等）

第5条 校庭開放指導員又は遊び場開放の指導に当たる少年スポーツ団体（以下「指導員等」という。）の配置と勤務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導員等の配置

遊び場開放に伴う施設の管理、利用者の安全管理を図るとともに、子どもたちとの交流と相互理解を深めるため指導員等を配置する。

(2) 委嘱

教育委員会は、毎年指導員等を募集し採用された者に対して委嘱状を交付する。

(3) 委嘱の取消し

ア 指導員等としての立場を利用し、営利、宗教、政治の活動をしたとき。

イ 社会的信用を失墜するような行為があったとき。

ウ 勤務状況が思わしくない者

エ 本人より辞任の申出があったとき。

2 勤務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) スポーツ、遊びの指導

(2) 利用者の安全管理

(3) 遊具の貸出し及び管理

(4) 校庭開放日誌の記入

(5) 事故発生時の緊急連絡及び校庭開放事故報告書（様式第6号）の提出

3 謝礼の支払方法は、その月の分を翌月中旬までに振込を委任された各指導員等の預金口座に振り込むものとする。

（事故への対応）

第6条 事故への対応は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 教育委員会は、校庭開放中の事故に備え、利用者及び指導員等を対象に傷害保険に加入する。

(2) 指導員等に対し応急・普通救命法の講習を設定する。

(3) 簡易な負傷に対応するため医薬品を常備する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市校庭開放事業実施要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り

使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

期間	開放日	時間	利用区分
3月～11月	土曜・日曜・祝日	午前8時30分～ 午後0時30分	団体利用
		午後1時～午後5時	団体・遊び場併用
12月～2月		午前8時30分～ 午前12時	団体利用
		午後0時30分～ 午後4時	
春季休業	3月26日～4月5日	午前8時30分～ 午後0時30分	団体利用
		午後1時～午後5時	団体・遊び場併用
冬季休業	12月26日～1月7日	午前8時30分～ 午前12時	団体利用
		午後0時30分～ 午後4時(遊び場開放は 午後1時～午後4時)	団体・遊び場併用

※ 夏季休業、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び学校使用時は実施しない。

様式第2号

(第3条関係)

事 務 連 絡
年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会生涯学習部
生涯学習課長

使用団体名
代表者

校庭開放全面使用申請書

このことについて、下記のとおり校庭を全面使用したいので申請します。

記

使用場所	市立 小学校校庭		
使用日時	第1希望日	第2希望日	第3希望日
	月 日	月 日	月 日
	時 分から		時 分まで
使用事由			
使用人数	約 人		
その他			

様式第3号

(第4条関係)

事 務 連 絡
年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会生涯学習部
生涯学習課長

使用団体名
代表者

校庭開放全面使用申請書

このことについて、下記のとおり校庭を全面使用したいので申請します。

記

使用場所	市立 小学校校庭		
使用日時	第1希望日	第2希望日	第3希望日
	月 日	月 日	月 日
	時 分から		時 分まで
使用事由			
使用人数	約 人		
その他			

様式第4号

(第4条関係)

校庭開放日誌

該当する□に☑をつけてください。

使用日時		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		年	月	日	曜日	天気	
		時		分～		時		分	
記入者区分	<input type="checkbox"/> 遊び場開放		校庭開放指導員氏名						
	<input type="checkbox"/> 団体開放		利用団体名						
			利用団体当日責任者氏名						
利用者数	遊び場開放 (人)				登録団体開放 (人)				(人) 計
	小学生	中学生	その他	計	小学生	中学生	その他	計	
男性									
女性									
計									
連絡事項，利用状況等									
学校からの連絡事項								教頭	校長
教育委員会からの連絡事項						係	担当	主任	
						係長	課長補佐	課長	

様式第5号

(第4条関係)

小 第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

校庭開放事業団体利用の承認について

年 月 日に申請いただきました， 年度校庭開放事業団体利用につきましては，下記のとおり使用条件を付して承認いたします。

記

使用学校名	小金井市立 小学校
使用目的	
使用日時	別表のとおり
使用上の注意	(1) 目的外には使用せず，校庭以外を使用しない。 (2) 使用時間を厳守し，使用の前後には施設管理員に連絡をとる。 (3) 使用状況を校庭開放日誌に記入する。 (4) 交通事故を防ぐため，自動車の使用を避け，駐車場以外の所に車を乗り入れない。 (5) 併用する遊び場開放の場所を確保し，遊び場の安全を図る。 (6) 対抗試合等のため上記(5)の確保が難しい場合，事前に全面使用の申請をする。 (7) 使用後は，校庭にトンボを掛け，煙草の吸殻，ごみ等の清掃を責任をもって行う。 (8) 使用中の事故については，団体責任者が責を負い，学校設備を破損した場合は，速やかに学校及び教育委員会に報告し，賠償する。 (9) 教育委員会及び学校長の指示した事項を厳守する。 (10) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は前各号に違反した場合は，使用条件の変更，使用の停止又は承認の取消しをする。

様式第6号

(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会
教育長

学 校 名 小学校
指導員氏名

校庭開放事故報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

報告事項							
負傷者	住 所						
	氏 名		電話	()			
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	学年		
発生日時	年 月 日 () 午前・後 時 分頃						
発生場所	市立 小学校の						
事故状況							
措置状況							
備 考	病院名	電話番号 ()					
	所在地						
	指導員氏名	電話番号 ()					
	住所						

小金井市校庭開放事業実施要綱

平成9年4月1日
制定

改正 平成13年4月1日 平成14年5月1日
平成16年4月1日 平成18年4月1日
平成19年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、幼児（保護者も含む。）、児童及び生徒の遊び場の不足を補うために市立小学校の校庭を開放し、交流をとおして健全で安全な遊び場の提供をすることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 事業の概要は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主管
小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課
- (2) 会場
小金井市立小学校全校の校庭
- (3) 日程
別表のとおり
- (4) 対象者
 - ア 幼児（保護者も含む。）
 - イ 小学校児童
 - ウ 中学校生徒

(実施方法等)

第3条 実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体開放
教育委員会の登録を受けた少年スポーツ団体に使用する。
 - (2) 遊び場開放
教育委員会の委嘱を受けた、指導員又は少年スポーツ団体が実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開放を中止するものとする。
- (1) 学校行事、その他学校長が必要と認める各種行事等のために、あらかじめ校庭開放一時中止届（様式第1号）の提出があった場合
 - (2) 教育委員会が各種行事等を実施する場合
 - (3) 教育委員会が必要と認める地域団体等が主催する各種行事等で、校庭開放全面使用申請書（様式第2号）の提出があった場合
- (登録利用団体)

第4条 登録利用団体の資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 登録資格
市内在住・在学の小中学生で構成するスポーツ団体であること。
 - (2) 登録
1年度を期限として、校庭開放団体利用登録申請書（様式第3号）を提出し、承認された団体について登録するものとする。
 - (3) 登録の取消し等
次項に定める使用条件に違反したとき、又は条例に違反したとき、その他教育委員会又は学校長が必要と認めたときは、登録の取消し又は使用条件の変更、使用の停止を行う。
- 2 使用条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 使用の前後には、施設管理員に連絡をとり、校庭開放日誌（様式第4号）に使用状況を記入すること。
 - (2) 使用時間を厳守し、校庭以外は使用しないこと。
 - (3) 併用する遊び場開放の場所を確保し、遊び場の安全を確保すること。

- (4) 使用時間中の事故については、団体責任者が責を負うこと。
- (5) 学校設備を破損した場合、速やかに学校及び教育委員会に報告し賠償をすること。
- (6) 使用後は、校庭の清掃等責任をもって原状に復すること。
- (7) その他、校庭開放事業団体利用の承認について（様式第5号）に記載された使用上の注意を遵守すること。

3 登録利用団体として校庭開放を利用する団体は、校庭開放指導員としての委嘱に応ずるよう努めなければならない。

（指導員等）

第5条 校庭開放指導員又は遊び場開放の指導に当たる少年スポーツ団体（以下「指導員等」という。）の配置と勤務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導員等の配置

遊び場開放に伴う施設の管理、利用者の安全管理を図るとともに、子どもたちとの交流と相互理解を深めるため指導員等を配置する。

(2) 委嘱

教育委員会は、毎年指導員等を募集し採用された者に対して委嘱状を交付する。

(3) 委嘱の取消し

ア 指導員等としての立場を利用し、営利、宗教、政治の活動をしたとき。

イ 社会的信用を失墜するような行為があったとき。

ウ 勤務状況が思わしくない者

エ 本人より辞任の申出があったとき。

2 勤務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) スポーツ、遊びの指導

(2) 利用者の安全管理

(3) 遊具の貸出し及び管理

(4) 校庭開放日誌の記入

(5) 事故発生時の緊急連絡及び校庭開放事故報告書（様式第6号）の提出

3 謝礼の支払方法は、その月の分を翌月中旬までに振込を委任された各指導員等の預金口座に振り込むものとする。

（事故への対応）

第6条 事故への対応は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 教育委員会は、校庭開放中の事故に備え、利用者及び指導員等を対象に傷害保険に加入する。

(2) 指導員等に対し応急・普通救命法の講習を設定する。

(3) 簡易な負傷に対応するため医薬品を常備する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市校庭開放事業実施要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り

使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

期間	開放日	時間	利用区分
3月～11月	土曜・日曜・祝日	午前8時30分～ 午後0時30分	団体利用
		午後1時～午後5時	団体・遊び場併用
12月～2月		午前8時30分～ 午前12時	団体利用
		午後0時30分～ 午後4時	
春季休業	3月26日～4月5日	午前8時30分～ 午後0時30分	団体利用
		午後1時～午後5時	団体・遊び場併用
冬季休業	12月26日～1月7日	午前8時30分～ 午前12時	団体利用
		午後0時30分～ 午後4時(遊び場開放は 午後1時～午後4時)	団体・遊び場併用

※ 夏季休業、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び学校使用時は実施しない。

事 務 連 絡
年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会生涯学習部
生涯学習課長

使用団体名
代表者

校庭開放全面使用申請書

このことについて、下記のとおり校庭を全面使用したいので申請します。

記

使用場所	市立 小学校校庭		
使用日時	第1希望日	第2希望日	第3希望日
	月 日	月 日	月 日
	時 分から		時 分まで
使用事由			
使用人数	約 人		
その他			

事 務 連 絡
年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会生涯学習部
生涯学習課長

使用団体名
代表者

校庭開放全面使用申請書

このことについて、下記のとおり校庭を全面使用したいので申請します。

記

使用場所	市立 小学校校庭		
使用日時	第1希望日	第2希望日	第3希望日
	月 日	月 日	月 日
	時 分から		時 分まで
使用事由			
使用人数	約 人		
その他			

様式第4号

(第4条関係)

校庭開放日誌

該当する□に☑をつけてください。

使用日時		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		年	月	日	曜日	天気	
		時 分～		時 分					
記入者区分	<input type="checkbox"/> 遊び場開放		校庭開放指導員氏名						
	<input type="checkbox"/> 団体開放		利用団体名						
			利用団体当日責任者氏名						
利用者数	遊び場開放 (人)				登録団体開放 (人)				(人) 計
	小学生	中学生	その他	計	小学生	中学生	その他	計	
男性									
女性									
計									
連絡事項，利用状況等									
学校からの連絡事項								教 頭	校 長
教育委員会からの連絡事項						係	担 当	主 任	
						係 長	課長補佐	課 長	

小 第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

校庭開放事業団体利用の承認について

年 月 日に申請いただきました， 年度校庭開放事業団体利用につきましては，下記のとおり使用条件を付して承認いたします。

記

使用学校名	小金井市立 小学校
使用目的	
使用日時	別表のとおり
使用上の注意	(1) 目的外には使用せず，校庭以外を使用しない。 (2) 使用時間を厳守し，使用の前後には施設管理員に連絡をとる。 (3) 使用状況を校庭開放日誌に記入する。 (4) 交通事故を防ぐため，自動車の使用を避け，駐車場以外の所に車を乗り入れない。 (5) 併用する遊び場開放の場所を確保し，遊び場の安全を図る。 (6) 対抗試合等のため上記(5)の確保が難しい場合，事前に全面使用の申請をする。 (7) 使用後は，校庭にトンボを掛け，煙草の吸殻，ごみ等の清掃を責任をもって行う。 (8) 使用中の事故については，団体責任者が責を負い，学校設備を破損した場合は，速やかに学校及び教育委員会に報告し，賠償する。 (9) 教育委員会及び学校長の指示した事項を厳守する。 (10) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は前各号に違反した場合は，使用条件の変更，使用の停止又は承認の取消しをする。

年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会
教育長

学 校 名 小学校
指導員氏名

校庭開放事故報告書

このことについて、下記のとおり報告します。
記

報告事項							
負傷者	住 所						
	氏 名		電話	()			
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	学年		
発生日時	年 月 日 () 午前・後 時 分頃						
発生場所	市立 小学校の						
事故状況							
措置状況							
備 考	病院名	電話番号 ()					
	所在地						
	指導員氏名	電話番号 ()					
	住所						